

山梨県立中央病院内視鏡センター増築 設計業務委託 仕様書

この特記仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院が発注する、内視鏡センター増築 設計業務に適用するものであり、本仕様書に明記なき一般事項については、山梨県立中央病院建築設計業務委託共通仕様書・山梨県立中央病院建築設計業務委託特記仕様書によるものとする。

1、対象箇所

場所：山梨県甲府市富士見1丁目1-1

別紙「山梨県立中央病院内視鏡センター増築工事 基本構想計画」各種平面図参照

2、業務内容

本業務の実施に当たっては、仕様書、共通仕様書、特記仕様書、契約書、各種図面等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑義が生じた時には監督員と協議しなければならない。

- ・医療関係者含む打合せ
- ・基本・実施設計業務（1Fエリア：約660㎡医療施設_病院、2Fエリア：約625㎡業務施設_事務所等 階段及び昇降機設置 建築物以外の設計も含む）
- ・図面・工事仕様書等作成及び概略工事工程表作成・工事積算業務（建築物以外の積算も含む）
- ・工事に伴う各種現状調査・地質調査
- ・建設に必要な法令に関する各種提出書類の作成・届出・受取
- ・業務実績情報登録

3、業務にあたっての注意事項

- 1) 本仕様書と別紙「山梨県立中央病院建築設計業務委託共通仕様書」及び別紙「山梨県立中央病院建築設計業務委託特記仕様書」に基づいて業務を行うこと。
- 2) 作業内容等の確認を十分に行い、事故を起こさないように細心の注意を払って行うこと。
- 3) 本業務に必要なものは、乙が用意すること。
- 4) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 5) 作業にあたって必要となった軽微な材料などは、本契約に含まれるものとする。
- 6) 作業前には工程表の作成をすること。

4、暴力団排除

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、各種許可書を確認し、その書類を提示すること。

5、保証期間

本業務における保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から12ヶ月とする。

6、その他

- 1) 業務が完了したときは、完了届、報告書、図面、工事積算書等を速やかに提出すること。
- 2) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、報告書に添付すること。
- 3) 作業時には必要に応じて養生、仮設等を行うこととする。
- 4) 作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 5) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。